

わがまち特例一覧（1ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
家庭用保育事業の用に供する家屋および償却資産	1/2	家屋償却資産	-	期限なし	事業の認可を受けたことを証する書類	地方税法第349条の3第27項 唐津市税条例第61条の2第1項	
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋および償却資産						地方税法第349条の3第28項 唐津市税条例第61条の2第2項	
事業所内保育事業の用に供する家屋および償却資産（ 利用定数5人以下 ）						地方税法第349条の3第29項 唐津市税条例第61条の2第3項	利用定数が6人以上では非課税の対象。
企業主導型保育事業の用に供する固定資産	1/2	土地家屋償却資産	H29.4.1 ～ R6.3.31	補助を受けた年の翌年度から5年間	児童福祉法に基づく県知事への届出書、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けたことを証する書類、保育施設の図面等	旧地方税法附則第15条第32項 旧唐津市税条例附則第10条の2第13項	

わがまち特例一覧（2ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
水質汚濁防止法の特 定施設に係る汚水ま たは廃液の処理施設	1/2	償却 資産	R 8.4.1 ～ R 10.3.31	期限なし	特定施設設置届書・受理 書、汚水または廃液処理設 備であることがわかる書類	地方税法附則第15条 第2項第1号 唐津市税条例附則第 10条の2第1項	H 26.4.1～H 30.3.31に取得された場合、 特例割合は1/3。 H 30.4.1～R 8.3.31に取得された場合、 特例割合は1/2。
下水道法の下水道除 害施設	4/5	償却 資産	R 8.4.1 ～ R 10.3.31	期限なし	除害施設計画承認申請書、 検査済証、下水道除害設備 であることがわかる書類	地方税法附則第15条 第2項第5号 唐津市税条例附則 第10条の2第2項	H 27.4.1～R 4.3.31に取得された場合、 特例割合は3/4。 R 4.4.1～R 8.3.31に取得された場合、 特例割合は4/5。

わがまち特例一覧（3ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
太陽光発電設備 GI基金の採択事業者の生産品に限る	1/2	償却資産	R 8.4.1 ～ R 11.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から3年間	各種補助金等(右記参照)の交付決定通知書、電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条第24項第1号イ 唐津市税条例附則第10条の2第3項	対象となる資産は、ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備（※1） ※1 グリーンイノベーション基金補助金を受けて取得した設備
水力発電設備 (5,000kw未満) FIT・FIP認定	1/2	償却資産	R 8.4.1 ～ R 11.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から3年間	経済産業大臣が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条第24項第1号ロ 唐津市税条例附則第10条の2第4項	対象となる資産は、水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る）。 H 30.4.1～R 2.3.31に取得された場合、5,000kw未満の特例割合は1/2。 5,000kw以上の特例割合は2/3。 R2.4.1～R 8.3.31に取得された場合、5,000kw未満の特例割合は1/2。 5,000kw以上の特例割合は3/4。
水力発電設備 (5,000kw以上) FIT・FIP認定	3/4					地方税法附則第15条第24項第4号 唐津市税条例附則第10条の2第10項	

わがまち特例一覧（4 ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
地熱発電設備 (1,000kw未満) FIT・FIP認定	2/3	償却資産	R 8.4.1 ～ R 11.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から 3年間	経済産業大臣が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、 電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条 第24項第3号ロ 唐津市税条例附則第 10条の2第9項	対象となる資産は、地熱を電気に変換する 特定再生可能エネルギー発電設備 (認定を受けたものに限る)。 H 30.4.1～R 8.3.31に取得された場合、 1,000kw未満の特例割合は2/3。 1,000kw以上の特例割合は1/2。
地熱発電設備 (1,000kw以上) FIT・FIP認定	1/2					地方税法附則第15条 第24項第1号ハ 唐津市税条例附則第 10条の2第5項	
バイオマス発電設備 (10,000kw未満) FIT・FIP認定	1/2					地方税法附則第15条 第24項第1号ニ 唐津市税条例附則第 10条の2第6項	

わがまち特例一覧（5 ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
洋上風力発電設備 (再エネ海域利用法) FIT・FIP認定	3/5	償却 資産	R 8.4.1 ～ R 11.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から 3年間	経済産業大臣が発行する再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、 電気事業者が発行する売電契約書等	地方税法附則第15条第24項第2号 唐津市税条例附則第10条の2第7項	対象となる資産は、風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定を受けたものに限る）。 H 30.4.1～R 8.3.31に取得された場合、 20kw未満の特例割合は3/4。 20kw以上の特例割合は2/3。
洋上風力(港湾法) 陸上風力(温対法・農山漁村再エネ法) FIT・FIP認定	2/3					地方税法附則第15条第24項第3号イ 唐津市税条例附則第10条の2第8項	

わがまち特例一覧（6 ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
サービス付き高齢者向け賃貸住宅	2/3	家屋	H27.4.1 ～ R9.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から5年間	サービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類、建設費の補助を受けていることを証する書類	地方税法附則第15条の8第2項 唐津市税条例附則第10条の2第13項	
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション	1/3	家屋	R5.4.1 ～ R9.3.31	当該工事が完了した翌年度から1年間	大規模の修繕等証明書、過去工事証明書、修繕積立金引上証明書（管理計画認定マンションの場合）、管理計画認定通知書（管理計画認定マンションの場合）、助言・指導内容実施等証明書（助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合）	地方税法附則第15条の9の3第1項 唐津市税条例附則第10条の2第14項	
バリアフリー改修を行った特別特定建築物	1/3	家屋	R8.4.1 ～ R11.3.31	当該工事が完了した翌年度から2年間	円滑化基準または誘導基準に適合させる改修工事であることを証する書類、既存建築物バリアフリー改修事業による支援を受けたことを示す補助金確定通知書等	地方税法附則第15条の11第1項 唐津市税条例附則第10条の2第15項	